

PFASに係る環境省の専門家会議設置について

2023年1月
環境省

- **PFOS・PFOA**については、飛行場や基地周辺の河川等で暫定目標値（合算で50ng/l）の超過事例が生じ、**近隣住民を中心に関心が高まっている**。
- WHOや米国等でPFOS・PFOAの有害性や類似物質全般（PFAS）への対応について、科学的な議論がされている。
- 以上を踏まえて、以下のとおり、**2つの専門家会議を設置**。

① PFOS・PFOAに係る水質の目標値等の専門家会議（1月24日 第1回開催）

⇒ 厚生労働省「水質基準逐次改正検討会」と連携し **PFOS・PFOAに係る水質の目標値等** を検討。

② PFASに対する総合戦略検討専門家会議（1月30日 第1回開催）

⇒ 以下の事項について審議し、**PFASの対応に係る方向性**を検討。

- ・ 国内外の最新の科学的知見
- ・ 国内における検出状況
- ・ 以上を踏まえた科学的根拠に基づく対応
- ・ 国民への分かりやすい情報発信・リスクコミュニケーションのあり方 等

85%に「健康被害恐れ」

多摩地域87人分の血液分析

東京・多摩地域で水道水に利用していた井戸水から発がん性が疑われる有機フッ素化合物(PFAS)が検出された問題で、住民の血液検査に取り組んでいる市民団体が三十日、国分寺市を中心とした八十七人分の分析結果を発表した。血中濃度が米国で定める指標値を超えた住民は約85%に上り、分析した専門家は「水道水が主な要因ではないか」と指摘した。(松島京太) ■核心・「国は先回りして対策を」
◎住民ら驚きと不安④面

米指標で市民団体報告



米とドイツのPFAS血中濃度の指標値
米国では学術機関の「全米アカデミーズ」、ドイツでは政府諮問機関「ヒトバイオモニタリング委員会」が設定。米国の指標では、7種類のPFASの合計値が1ミリグラム当たり20ナノグラムを超えると健康影響の恐れがある。多摩地域の血液検査では4種類だけで指標値を超えた。ドイツの指標では血中のPFOSが同20ナノグラム、PFOAが同10ナノグラムを超えると、健康に悪影響が出る可能性があるとしている。

専門家「水道水が主な要因か」

調査は、市民団体「多摩地域のPFAS汚染を明らかにする会」と京都大の原田浩二准教授(環境衛生学)が行った。PFASは米軍の泡消化剤に含まれ、全国の米軍基地内や周辺などで高濃度で検出され、問題化している。汚染源は、米軍横田基地(福生市など)との関連も疑われている。

今回は、昨年十一月から調べている約六百人のうち、中間報告として二十一〜九十一歳の八十七人分の結果を明らかにした。血中に含まれる十三種類のPFASを分析し、うちPFOS、PFOA、PFHxS、PFNAの四種類の結果をまとめた。国内ではPFASの血中濃度に関する基準がないため、海外の指標値を参考に評価した。四種類の合計値で米国の指標値を超過した人は、全体の約85%の七十四人。特に、国内で製造や輸入が禁止されていないPFHxSの平均値が血液1ミリグラム

り一四・八ナノグラムで、環境省が二〇二一年に全国の約百二十人を対象に実施した調査と比べ、約十五倍の高さだった。指標値を超える人が多くなった大きな要因になった。

また、PFOSとPFOAをそれぞれ対象としたドイツの指標値では、PFOSでは約24%の二十一人、PFOAでは約7%の六人が超えた。

検査した国分寺市の六十五人には自宅の浄水器の有無について聞いた。付けていない四十二人の血中濃度の平均値は四種類のうち三

多摩地域住民の血中PFAS濃度調査の中間まとめ(87人分)

PFASの種類	PFOS	PFOA	PFHxS	PFNA	4種合計
最大(ナノグラム/ml)	35.8	18.6	64.1	7.7	124.5
平均	14.6	5.9	14.8	3.8	38.8
米国の基準超					74人(85.1%)
独自の基準超	21人(24.1%)	6人(6.9%)			

種類で、付けている二十三人よりも高かった。水道水に含まれたPFASが体内に蓄積されている可能性があるとした。原田准教授によると、浄水器の活性炭がPFASの約九割を除去するとの世界保健機関(WHO)の研究があるという。多摩地域の浄水施設では高濃度で検出されたため、三十四カ所の水源井戸での取水が停止された。それでも高いことに原田准教授は「過去の汚染状況はより高かった可能性があり、水を飲んで体内に蓄積している」と分析。取水停止により多摩地域の水道水は暫定目標値を下回っているが、「都の検査の数値に注意する必要がある」と話す。健康影響については、急性に影響が出る数値ではないが、将来的に腎臓がんや、妊娠中の場合、子どもが低体重児になる恐れがあるとした。会は、今回の結果を検査を受けた人に伝えた。今後、羽村や立川、昭島、府中、清瀬市など多摩地域の広範囲で検査し、五月以降に約六百人分を取りまとめた最終報告を公表したいとしている。

「反撃能力」について（国家安全保障戦略）

このため、相手からミサイルによる攻撃がなされた場合、ミサイル防衛網により、飛来するミサイルを防ぎつつ、相手からの更なる武力攻撃を防ぐために、我が国から有効な反撃を相手に加える能力、すなわち反撃能力を保有する必要がある。

この反撃能力とは、我が国に対する**武力攻撃が発生し、その手段として弾道ミサイル等による攻撃が行われた**場合、武力の行使の三要件に基づき、そのような攻撃を防ぐのにやむを得ない必要最小限度の自衛の措置として、**相手の領域において、我が国が有効な反撃を加えることを可能とする**、スタンド・オフ防衛能力等を活用した**自衛隊の能力**をいう。

こうした有効な反撃を加える能力を持つことにより、**武力攻撃そのものを抑止する**。その上で、万一、相手からミサイルが発射される際にも、ミサイル防衛網により、飛来するミサイルを防ぎつつ、**反撃能力により相手からの更なる武力攻撃を防ぎ**、国民の命と平和な暮らしを守っていく。

この反撃能力については、**1956年2月29日に政府見解**として、憲法上、「誘導弾等による攻撃を防御するのに、他に手段がないと認められる限り、誘導弾等の基地をたたくことは、法理的には自衛の範囲に含まれ、可能である」としたものの、これまで政策判断として保有することとてこなかった能力に当たるものである。

この政府見解は、**2015年の平和安全法制に際して示された武力の行使の三要件の下で行われる自衛の措置にもそのまま当てはまる**ものであり、今般保有することとする能力は、この考え方の下で上記三要件を満たす場合に行使し得るものである。

この反撃能力は、憲法及び国際法の範囲内で、専守防衛の考え方を変更するものではなく、武力の行使の三要件を満たして初めて行使され、**武力攻撃が発生していない段階で自ら先に攻撃する先制攻撃は許されない**ことはいうまでもない。

また、**日米の基本的な役割分担は今後も変更はないが、我が国が反撃能力を保有することに伴い**、弾道ミサイル等の対処と同様に、**日米が協力して対処**していくこととする。

さらに、有事の際の防衛大臣による海上保安庁に対する統制を含め、自衛隊と海上保安庁との連携・協力を不断に強化する。

また、政府横断的な連携を図る形での自衛隊のアセットを活用した柔軟に選択される抑止措置（FDO）等を実施する。（後略）

北朝鮮による弾道ミサイル発射事案（2022年①）

令和5年1月31日

防衛省

EEZ

日付	発射時刻	飛翔時間 (着弾時刻)	挑発の概要	場所	弾種(「」は北朝鮮の呼称)	飛翔距離
22.01.05	0807頃	-	弾道ミサイル1発を発射	北朝鮮内陸部	新型弾道ミサイル	約500km(※1)
22.01.11	0725頃	-	弾道ミサイル1発を発射	北朝鮮内陸部	弾道ミサイル	-
22.01.14	1450頃まで	-	弾道ミサイル2発を発射	北朝鮮北西部	短距離弾道ミサイル	約400km(※1)
22.01.17	0849頃 0852頃	-	弾道ミサイル2発を発射	北朝鮮西部	短距離弾道ミサイル	約300km(※1)
22.01.27	0800頃	-	弾道ミサイル2発を発射	北朝鮮東部	短距離弾道ミサイル	-
22.01.30	0752頃	約30分	弾道ミサイル1発を発射	北朝鮮内陸部	IRBM級の弾道ミサイル「火星12」	約800km程度
22.02.27	0751頃	-	弾道ミサイル1発を発射	平壤近郊	ICBM級の弾道ミサイル「火星17」	約300km程度
22.03.05	0847頃	-	弾道ミサイル1発を発射	平壤近郊	ICBM級の弾道ミサイル「火星17」	約300km程度
22.03.16	0930頃	-	弾道ミサイル1発を発射	平壤近郊	弾道ミサイル	-
22.03.24	1433頃	約71分 (1544頃)	弾道ミサイル1発を発射	平壤近郊	ICBM級の弾道ミサイル「火星17」	約1,100km
22.05.04	1202頃	-	弾道ミサイル1発を発射	北朝鮮西岸付近	弾道ミサイル	約500km程度
22.05.07	1406頃	-	弾道ミサイル1発を発射	新浦(シンポ)付近	潜水艦発射弾道ミサイル	約600km程度
22.05.12	1828頃	-	弾道ミサイル3発を発射	北朝鮮西岸付近	弾道ミサイル	約350km程度(※1)
22.05.25	①0559頃 ②0642頃	-	弾道ミサイル2発を発射	北朝鮮西岸付近	①ICBM級の弾道ミサイル ②弾道ミサイル	①ICBM級弾道ミサイル:約300km程度 ②弾道ミサイル:約750km程度
22.06.05	①0906頃 ②0910頃 ③0915頃 ④0924頃 ⑤0930頃 ⑥0941頃 (※2)	-	弾道ミサイル8発を発射	ミサイル①:西岸付近 ミサイル②:東岸付近 ミサイル③:西岸付近 ミサイル④:内陸部付近 ミサイル⑤:西岸付近 ミサイル⑥:内陸部付近 (※2)	弾道ミサイル	ミサイル①:約350km程度 ミサイル②:約300km程度 ミサイル③:約400km程度 ミサイル④:約350km程度 ミサイル⑤:約400km程度 ミサイル⑥:約300km程度 (※2)

(※1)通常の弾道軌道であるとした場合

(※2)上記6発以外にも2発の弾道ミサイルを発射。極めて低い高度で短距離を飛翔

北朝鮮による弾道ミサイル発射事案（2022年②）

日本上空

日付	発射時刻	飛行時間 (着弾時刻)	挑発の概要	場所	弾種(「」は北朝鮮の呼称)	飛行距離
22.09.25	0652頃	-	弾道ミサイル1発を発射	北朝鮮内陸部	弾道ミサイル	約650km程度
22.09.28	1810頃 1817頃	-	弾道ミサイル2発を発射	北朝鮮西岸付近	弾道ミサイル	1発目:約350km程度 2発目:約300km程度
22.09.29	2047頃 2053頃	-	弾道ミサイル2発を発射	北朝鮮西岸付近	弾道ミサイル	約300km程度
22.10.01	0642頃 0658頃	-	弾道ミサイル2発を発射	北朝鮮西岸付近	弾道ミサイル	1発目:約400km程度 2発目:約350km程度
22.10.04	0722頃	(0744頃)	弾道ミサイル1発を発射	北朝鮮内陸部	IRBM以上の射程を有する弾道ミサイル	約4,600km程度
22.10.06	0600頃 0615頃	-	弾道ミサイル2発を発射	北朝鮮内陸部	弾道ミサイル	1発目:約350km程度 2発目:約800km程度
22.10.09	0147頃 0153頃	-	弾道ミサイル2発を発射	北朝鮮東岸付近	弾道ミサイル	約350km程度
22.10.14	0147頃	-	弾道ミサイル1発を発射	平壤近郊	弾道ミサイル	約650km程度
22.11.02	0850頃	-	弾道ミサイル 少なくとも2発を発射	北朝鮮東岸付近	弾道ミサイル	約150km程度/約200km程度
	16時台	-	弾道ミサイル(可能性) 少なくとも1発を発射	北朝鮮東岸付近	弾道ミサイル(可能性)	-
22.11.03	0739頃 0839頃 0848頃	-	弾道ミサイル 少なくとも3発を発射	1発目(ICBM級の可能性):北朝鮮西岸付近 2・3発目:北朝鮮内陸部	ICBM級の弾道ミサイル(可能性)及び弾道ミサイル	1発目:約750km程度 2・3発目:約350km程度
	2134頃 2139頃 2142頃	-	弾道ミサイル3発を発射	北朝鮮内陸部	弾道ミサイル	約500km程度
22.11.09	1531頃	-	弾道ミサイル1発を発射	北朝鮮西岸付近	弾道ミサイル	約250km程度
22.11.17	1047頃	-	弾道ミサイル1発を発射	北朝鮮東岸付近	弾道ミサイル	-
22.11.18	1014頃	約69分 (1123頃)	弾道ミサイル1発を発射	平壤近郊	ICBM級の弾道ミサイル「火星17」	約1,000km
22.12.18	1111頃 1152頃	-	弾道ミサイル2発を発射	東倉里(トンチャンリ)一帯	弾道ミサイル	約500km程度
22.12.23	1631頃	-	弾道ミサイル 少なくとも1発を発射	平壤近郊	弾道ミサイル	約300km程度
22.12.31	0801頃 0814頃 0815頃	-	弾道ミサイル3発を発射	平壤近郊	弾道ミサイル	約350km程度

EEZ

政府が示した集団的自衛権等に関する事例集

<武力攻撃に至らない侵害への対処>

- 事例1：離島等における不法行為への対処・・・・・・・・・・ 1
- 事例2：公海上で訓練などを実施中の自衛隊が遭遇した不法行為への対処・・ 2
- 事例3：弾道ミサイル発射警戒時の米艦防護・・・・・・・・・・ 3
- (参考) 領海内で潜没航行する外国の軍用潜水艦への対処・・・・・・・・・・ 4

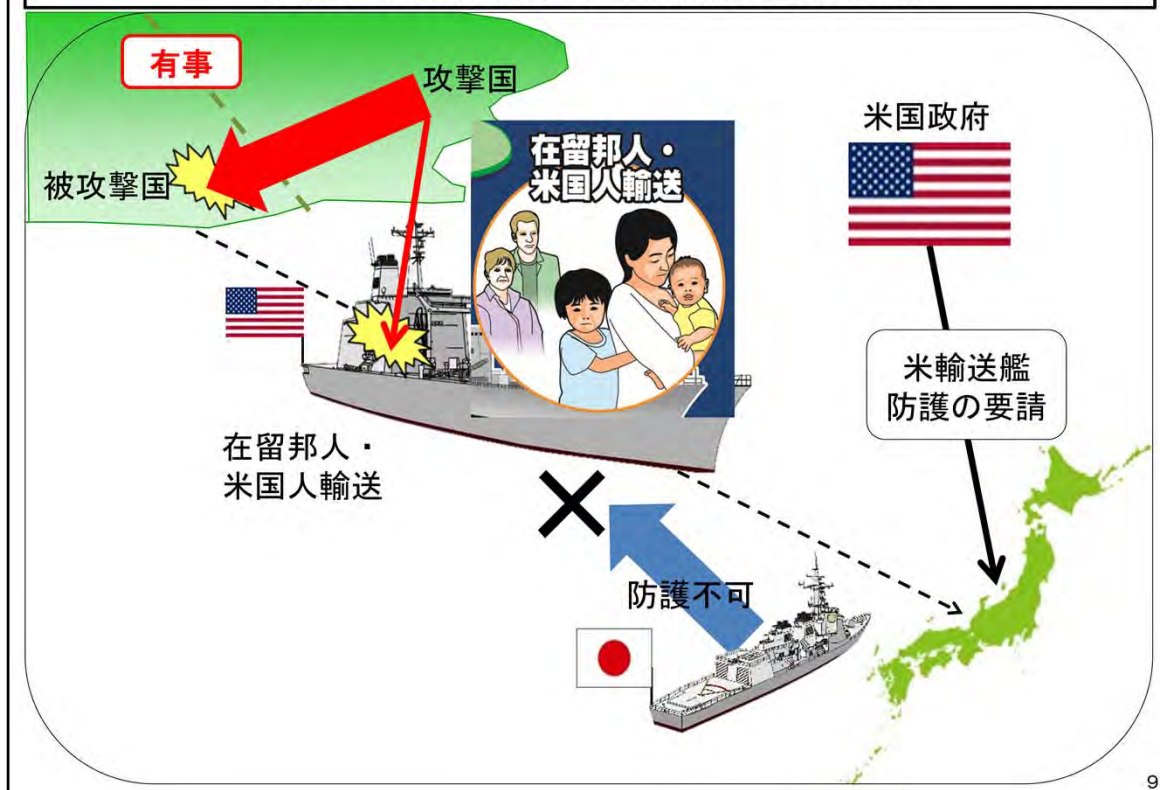
<国連PKOを含む国際協力等>

- 事例4：侵略行為に対抗するための国際協力としての支援・・・・・・・・・・ 5
- 事例5：駆け付け警護・・・・・・・・・・ 6
- 事例6：任務遂行のための武器使用・・・・・・・・・・ 7
- 事例7：領域国の同意に基づく邦人救出・・・・・・・・・・ 8

<「武力の行使」に当たり得る活動>

- 事例(8)：邦人輸送中の米輸送艦の防護・・・・・・・・・・ 9
- 事例9：武力攻撃を受けている米艦の防護・・・・・・・・・・ 10
- 事例10：強制的な停船検査・・・・・・・・・・ 11
- 事例(11)：米国に向け我が国上空を横切る弾道ミサイル迎撃・・・・・・・・・・ 12
- 事例(12)：弾道ミサイル発射警戒時の米艦防護・・・・・・・・・・ 13
- 事例13：米本土が武力攻撃を受け、我が国近隣で作戦を行う時の米艦防護・・ 14
- 事例(14)：国際的な機雷掃海活動への参加・・・・・・・・・・ 15
- 事例15：民間船舶の国際共同護衛・・・・・・・・・・ 16

事例 8 : 邦人輸送中の米輸送艦の防護



1. 事例の概要

我が国近隣で武力攻撃が発生し、米艦は公海上で武力攻撃を受けている。我が国への武力攻撃がなされたとは認定されないものの、攻撃国の言動から、我が国にも武力攻撃が行われかねない状況である。

こうした状況において、取り残されている多数の在留邦人を我が国へ輸送することが急務であるが、我が国自身による邦人輸送だけでは対処しきれない。そこで米国は、我が国の要請を受け、自国の艦艇により在留邦人も我が国に向けて輸送している。しかし、この輸送に従事している米軍の輸送艦は防御能力が低く、防護が必要である。このため、米国が我が国に対しこのような米輸送艦の防護を要請してきた。

しかし、これまでの整理では、米艦に対する武力攻撃を察知したとしても、その防護を行うことは憲法の禁ずる「武力の行使」に当たり得る。「武力の行使」であれば、我が国に対する武力攻撃が発生していなければ、憲法上それを行うことはできないため、このような米艦の防護はできない。

2. 主な関連条文

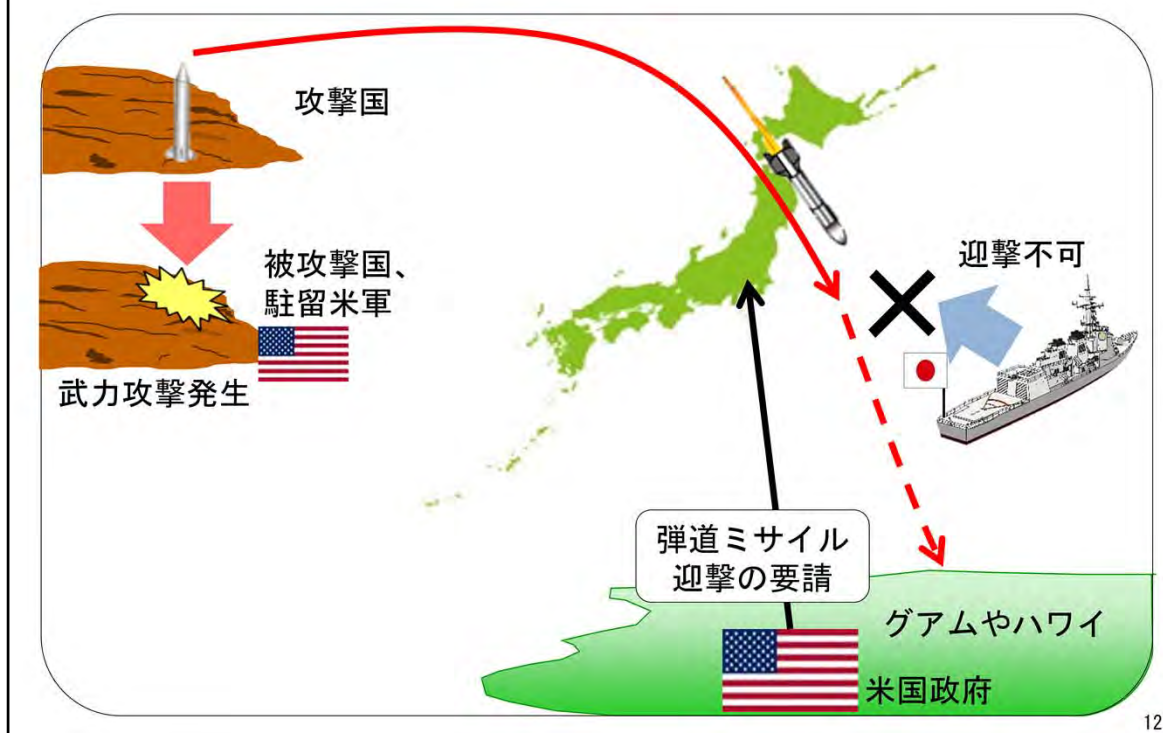
【自衛隊法】

- ・ 第 7 6 条（防衛出動）
- ・ 第 8 4 条の 3（在外邦人等の輸送）
- ・ 第 9 5 条（武器等の防護のための武器の使用）

3. 基本的な問題意識

紛争下で命の危険がある日本人や米国人を輸送する米国の輸送艦を守れなくてよいのか。この船に乗っているかもしれない子供や母親たちを助けられなくてよいのか。

事例 1 1 : 米国に向け我が国上空を横切る弾道ミサイル迎撃



1. 事例の概要

ある国及びその国に駐留する米軍に対する武力攻撃、すなわち米国を巻き込む武力攻撃が発生した。我が国に対する武力攻撃は発生していないが、攻撃国内の発射地点からグアムやハワイに向かう弾道ミサイルは我が国上空を横切ることが想定される。米国から我が国に対しこのような弾道ミサイルの迎撃要請があった。攻撃国は我が国と米国を共に敵視する言動を繰り返しており、攻撃国の武力攻撃を早急に止めなければ、次は近隣に所在する米国の同盟国である我が国にも武力攻撃が行われかねない状況にある。

しかし、これまでの整理では、我が国に被害が及ぶおそれがなく他国に対する武力攻撃の一環として発射された弾道ミサイルを我が国が迎撃することは、憲法の禁ずる「武力の行使」に当たり得る。「武力の行使」であれば、我が国に対する武力攻撃が発生していなければ、憲法上それを行うことはできないため、このような弾道ミサイル迎撃はできない。

2. 主な関連条文

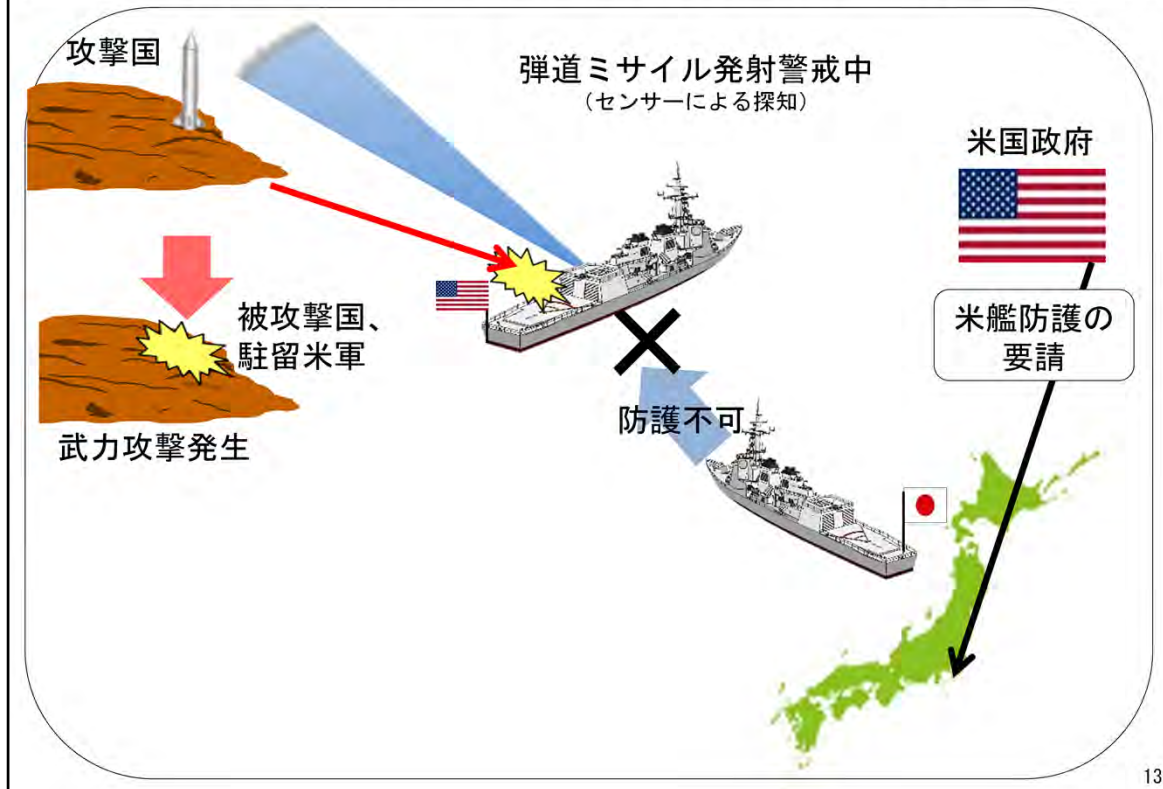
【自衛隊法】

- ・第76条（防衛出動）
- ・第82条の3（弾道ミサイル等に対する破壊措置）

3. 基本的な問題意識

米国から迎撃要請があるようなグアムやハワイに向かう弾道ミサイルを撃ち落とさなくて良いのか。現地では、邦人も多数死傷する可能性があるのではないのか。

事例12：弾道ミサイル発射警戒時の米艦防護



1. 事例の概要

ある国及びその国に駐留する米軍に対する武力攻撃、すなわち米国を巻き込む武力攻撃が発生し、戦闘が急速に拡大しつつある。さらに弾道ミサイル発射の徴候があり、米国のイージス艦及び我が国の艦艇がそれぞれ警戒に当たっている。イージス艦は、弾道ミサイル対処を行っている場合には、航空機・対艦ミサイルから自艦を防御するための能力は相対的に低下することが避けられず、防空に隙が生じるおそれがある。このような状況下で、米国が我が国に対しこのような米艦の防護を要請してきた。攻撃国は我が国と米国を共に敵視する言動を繰り返しており、攻撃国の武力攻撃を早急に止めなければ、次は近隣に所在する米国の同盟国である我が国にも武力攻撃が行われかねない状況にある。

しかし、これまでの整理では、米艦に対する武力攻撃を察知したとしても、その防護を行うことは憲法の禁ずる「武力の行使」に当たり得る。「武力の行使」であれば、我が国に対する武力攻撃が発生していなければ、憲法上それを行うことができないため、このような米艦防護はできない。

2. 主な関連条文

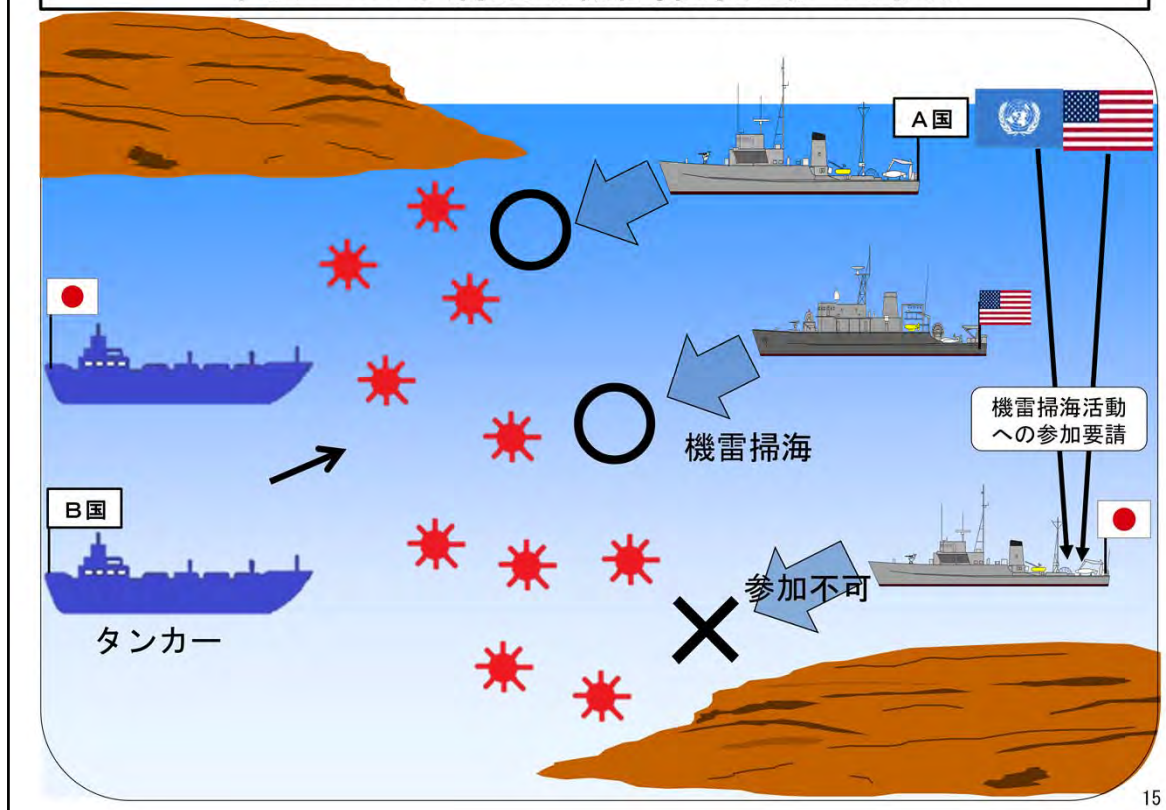
【自衛隊法】

- ・第76条（防衛出動）
- ・第95条（武器等の防護のための武器の使用）

3. 基本的な問題意識

攻撃国の武力攻撃を早急に止めなければ次は近隣の我が国にも武力攻撃が行われかねないのに、共に警戒に当たっている米艦の防護すらできなくてもよいのか。

事例14：国際的な機雷掃海活動への参加



1. 事例の概要

我が国の船舶が多数航行し、輸入する原油等の大部分が通過する重要な海峡（例えばホルムズ海峡の場合、年間三千隻を超える我が国関係船舶が航行。）の近隣で武力攻撃が発生した。海運に貿易を依存する我が国では、我が国船舶の安全を求める声が高まっている。また、原油供給が滞ることによる経済及び国民生活への深刻な影響も生じている。米国を始めとする各国は軍事行動を開始した。攻撃国及びそれに同調する国は反発し、事態の規模は拡大する一方である。同調国の中にはこれまで我が国と米国を共に敵視してきた我が国近隣国も含まれている。

こうした状況において、攻撃国による武力攻撃の一環として機雷が敷設され、海上交通路が封鎖された。既に米国を含む多くの国の民間船舶に触雷による被害が生じており、犠牲者も発生した。我が国船舶も多く航行しており、危険に遭う可能性は高い。そのような中、国連及び各国から、機雷掃海の能力に秀でる我が国に対し国際的な機雷掃海活動への参加要請があった。我が国の存立を全うするためには、こうした活動への協力が不可欠である。

しかし、これまでの整理では、停戦合意後に遺棄機雷として認められるなど、武力攻撃の一環ではないと認められる状況にならなければ、この機雷掃海は憲法の禁ずる「武力の行使」に当たり得る。「武力の行使」であれば、我が国に対する武力攻撃が発生していなければ、憲法上それを行うことはできないため、このような機雷掃海はできない。

2. 主な関連条文

【自衛隊法】

・第84条の2（機雷等の除去）

3. 基本的な問題意識

我が国の船舶が多数航行する重要な海峡に機雷が敷設され、危険に遭う可能性が高い中、各国が協力して機雷掃海を行っているにもかかわらず、その能力に秀でる我が国が機雷掃海をできなくてよいのか。

新三要件の判断に当たっては、事態の個別的、具体的な状況に即して、主に攻撃国の意思、能力、事態の発生場所、事態の規模、態様、推移などの要素を総合的に考慮し、我が国に戦禍が及ぶ蓋然性、国民が被ることとなる犠牲の深刻性、重大性などから客観的、合理的に判断することとなります。

出典 2015年5月18日 参議院本会議 小野次郎委員に対する安倍総理答弁をもとに岡田事務所で作成
令和5年1月30日 衆議院予算委員会 岡田克也 (立憲民主党)

■鈴木財務大臣 答弁（令和4年11月25日 予算委員会）

財務省におきましても、公文書管理法に基づき、適切に文書管理を行っておりますが、誰に、どのような時期に、どのような内容を相談したかといった検討過程が明らかになることによりまして、今後の経済対策等における率直な意見交換、意思決定等に影響を与えることが考えられます。

そのため、経済対策の決定に至るまでの調整過程については、その具体的な内容を逐一お答えすることは、情報公開法令の観点から慎重な判断が必要であり、差し控えさせていただきます。

■公文書等の管理に関する法律

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、国及び独立行政法人等の諸活動や歴史的事実の記録である公文書等が、健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源として、主権者である国民が主体的に利用し得るものであることにかんがみ、国民主権の理念にのっとり、公文書等の管理に関する基本的事項を定めること等により、行政文書等の適正な管理、歴史公文書等の適切な保存及び利用等を図り、もって行政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、国及び独立行政法人等の有するその諸活動を現在及び将来の国民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とする。

防衛力の抜本的強化に向けて、どのようなシミュレーションを行ったのか。

将来の防衛力の在り方の検討に当たっては、相手の能力と新しい戦い方を踏まえ、想定される各種事態への対応について、能力評価等を通じた分析を行ったところであり、例えば、

- ・ 侵攻部隊によるミサイル攻撃、戦闘機等による航空侵攻、艦艇部隊による海上侵攻といった状況を想定し、自衛隊がどの様に対応するか検証することを通じた、我が国への侵攻に対処するために不十分な自衛隊の機能・能力の評価に加え、
- ・ 宇宙・サイバー・電磁波の領域や、無人アセットを用いた非対称な戦い方、ハイブリッド戦のような新たな戦闘様相等を踏まえた将来の防衛力の検討

などの様々なシミュレーションを行いました。